

八市財第543号
令和2年10月19日

各部（公室）長・部（公室）次長
支所長・課かい長 様

財 務 部 長

令和3年度予算編成方針について

令和3年度予算編成方針について、八代市予算規則第4条の規定に基づき以下のとおり通知します。

国においては、令和2年7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、例年とは異なり、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大への対応、経済活動の段階的な引き上げ、防災・減災、国土強靱化、「新たな日常」の実現などの今後の政策対応の方向性に重点が置かれたものとなっています。

熊本県においては、熊本地震からの創造的復興に加え、感染症への対応及び令和2年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）からの復旧・復興についても最優先で取り組みを進めると同時に、令和3年度の収支見通しでは、今後、熊本地震関連事業の県債償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債償還も加わることから、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めるとしています。

本市においては、これまで「第2次八代市総合計画」における重点施策等を取りまとめた“八代市重点戦略”について社会情勢の変化に対応するため見直しも行いながら、その実現に向け全力で取り組んできたところです。

加えて、国からの方針も踏まえ、SDGsの適切な取り組みやSociety5.0の推進など新たな要素も取り入れながら、本市の人口減少克服と地方創生の更なる推進を行っていく必要があります。

さらに、直近の課題である豪雨災害による坂本町の復旧・復興と感染症拡大への対応をはじめ、防災・減災対策、社会経済活動の段階的な引き上げ、「新たな日常」の実現を計画的に推進していく必要があります。それらの財源確保のために、「第三次八代市行財政改革大綱」に基づく、行財政改革等を着実に実行し、持続可能な財政基盤の確立につなげていくことが重要となります。

令和3年度当初予算編成にあたっては、こうした考えの下に編成しますので、各部課かいにおかれては、別添「予算編成要領」に基づき、予算要求書を提出されるようお願いいたします。